

# SOJIの多様性に関する理解と尊重を目指して

## ・SOJIってどんなもの？

**性的指向 (Sexual Orientation)**  
 理解増進法では、性的指向とは、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されています。例えば、「男性が好き」「女性が好き」「男性と女性の両方が好き」「男性と女性の両方が好きではない」などのことです。



## ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity)

理解増進法では、ジェンダーアイデンティティとは、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されています。例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のことです。

## SOJIの多様性

SOJIは、私たち一人ひとり誰もが有しているもので、そのあり方は人それぞれ異なり様々なバリエーションがあるものです。SOJIのあり方は多様であり、これらの分類や以下の表に限られるものではありません。他者のSOJIのありのままの姿を理解することが望まれます。SOJIは外見からは必ずしも分からないものですが、一人ひとり誰もが有しており、尊重され大切にされるべきものです。

SOGIを表す主な言葉の一般的な意味合いを紹介します。

SO に関する言葉 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向	L	レズビアン	同性に惹かれる女性	
	G	ゲイ	同性に惹かれる男性	
	B	バイセクシュアル	両性に惹かれる人	
	A	アセクシュアル	どのような性別の人にも惹かれない人	
		ヘテロセクシュアル	異性に惹かれる人	
GI に関する言葉 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識	T	トランスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致しない人	
		シスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致している人	
SOGIの両方		Q	クエスチョニング	性のあり方が定まっていない人又は定めていない人

注：SOGIのあり方は多様であり、必ずしも表中の分類に限られるものではありません。また、この表では一般的な意味合いを紹介しています。異なる説明の仕方がなされることもあります。

## ・SOJIの多様性が尊重される社会を目指して

### SOJIの多様性の尊重に関する基本的な考え方

SOJIの多様性に関して、社会の理解が必ずしも進んでいないために、性的マイノリティとされる人の中には、無理解や偏見などにより、いじめやハラスメントを受けたり、家族や友人に理解されず孤独を感じたりするなど、生きづらさを感じている人もいます。理解増進法は、そうした状況を踏まえ、SOJIは誰もが持つものであって、そのあり方は人それぞれで異なり多様であることを私たち一人ひとりが理解し、お互いのSOJIを自然に受け入れ、相互に等しくかけがえのない個人として尊重し合える共生社会の実現を目指しています。つまり、性的マイノリティの人でもマジョリティの人でもSOJIの違いを問わず生き生きとした人生を送れるよう、お互いのSOJIを認め合っていきましょうということです。

出典：内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当パンフレット

# なごみ

第 2 9 0 号

2026年5月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212





# みんなで築こう 人権のまちづくり



## ふれあいセンターの職員が変わりました

令和8年4月1日付けの人事異動により、和束町人権ふれあいセンターの職員が変わりました。今年度は、右記の職員でセンターを運営していきますのでよろしくお願いいたします。



- センター所長  
竹谷 徹也 **NEW**
- センター職員  
山中 優子 **NEW**  
岡田 千枝美



## 土曜日もセンターを開館しています

祝日を除く、毎週土曜日の午前8時30分～正午もセンターを開館していますので、平日に『し尿汲み取り券』を買いに行きたいけど行けない!という方は、ぜひご利用ください。

## 各種教室を開催しています

人権ふれあいセンターでは、健康体操教室、編み物教室、工作教室、手芸教室、パッチワーク教室、モルック教室など、さまざまな教室を開催しています。ご興味のある方は、センターまでお気軽にお問い合わせください。

## 相談事業をおこなっています

人権ふれあいセンターでは、人権相談、生活相談、福祉・健康相談、教育相談など幅広く相談に応じています。相談内容によっては関連機関と連携をとりながら対応しますので、お気軽にご相談ください。

※相談内容については個人情報保護の観点から秘密厳守でおこないますのでご安心下さい。



## ひとりで悩まず、まず相談を!

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

5月の相談日

月日・・・5月27日(水)  
時間・・・午後1時30分～4時  
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター)  
TEL 0774-78-3488  
FAX 0774-78-3212

